

千葉市精神保健福祉関係事務取扱要領

(目的)

- 1 この要領は、精神保健及び精神保健福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「令」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号。以下「規則」という。）及び千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年千葉市規則第24号。以下「細則」という。）、並びに他の精神保健福祉に関する要綱及び要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長同意)

- 2 精神科病院の管理者は、法第33条第2項及び第6項の規定により市長に対して法第33条に規定する医療保護入院及びその入院期間の更新に必要な同意を依頼するときは、「医療保護入院同意依頼書」（様式第1号）、「医療保護入院期間の更新に関する同意依頼書」（様式第1号の2）を提出しなければならない。
- 3 前項の同意を行った場合において、退院により、市長が同意するべき事由がなくなったときは、市長に対して、「医療保護入院の同意終了届」（様式第2号）を提出しなければならない。

(任意入院)

- 4 精神科病院の管理者は、法第20条に規定する任意入院に際し、当該精神障害者から自ら入院する旨を記載した「任意入院同意書」（様式第3号）の提出を受けなければ、任意入院させることができない。
- 5 精神科病院の管理者は、任意入院に際し、当該精神障害者に対して、「任意入院に際してのお知らせ」（様式第4号）に準じた書面により知らせなければならない。
- 6 精神科病院の管理者は、任意入院の継続に際し、当該精神障害者に対して、「入院継続に際してのお知らせ」（様式第5号）に準じた書面により知らせなければならない。
- 7 精神科病院の管理者は、任意入院をしている者に対し開放処遇の制限を行

うときは、当該精神障害者に対し「開放処遇の制限を行うに当たってのお知らせ」（様式第6号）に準じた書面により知らせなければならない。

（措置入院）

- 8 市長は、法第27条第1項に規定する指定医の診察に際して、「措置入院に関する診断書」（様式第7号）を用いるものとする。
- 9 市長は、法第28条第1項に規定する指定医の診察に際しての通知を、「診察実施通知書」（様式第8号）により行うものとする。
- 10 市長は、前項による診察の結果を本人及び家族等に対して、「診察結果通知書」（様式第9号）により通知するものとする。
- 11 市長は、措置入院を決定した場合は、当該精神障害者及び家族等に対して「措置入院決定のお知らせ」（様式第10号）、病院管理者に対しては「措置入院決定通知書」（様式第11号）により、それぞれ通知するものとする。
- 12 精神科病院の管理者は、転院が必要と認められる措置入院患者が生じた場合は、「措置入院者転院申請書」（様式第12号）を、保健所長を經由して市長に提出しなければならない。
- 13 市長は、前項による申請書を受理し、転院の要否について決定した結果を、転院を申請した病院管理者に対して、「措置入院者転院通知書」（様式第13号）により通知するものとする。
- 14 市長は、前項によって転院が必要と認めた場合には、転院先の病院管理者及び当該精神科病院所在地を管轄する保健所長に対しては「措置入院者転院通知書」（様式第13号）、当該精神障害者に対しては「転院通知書」（様式第14号）、家族のうちいずれかの者に対しては「転院通知書」（様式第15号）により、それぞれ通知するものとする。

（措置入院のための移送）

- 15 市長は、当該移送のために事前調査を行ったときは「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく事前調査書」（様式第16号）を作成するものとする。
- 16 市長は、当該移送において当該精神障害者の行動を制限しなければならない

いときは、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に対し「指定医による診察命令書」（様式第17号）により診察命令を行うこととし、その診察結果については診察を行った指定医をして「措置入院のための移送に関する診察記録票」（様式第18号）に記載するものとする。

17 市長は、当該移送を行ったときは、「措置入院のための移送に関する移送記録票」（様式第19号）を作成するものとする。

18 市長は、移送を実施する当該精神障害者に対し、法第27条又は法第29条の2に規定する指定医の診察のために搬送する場合には「移送に際してのお知らせ」（様式第20号）により、措置入院のために法第19条の8に規定する指定病院等に搬送する場合には「移送に際してのお知らせ」（様式第20号の2）により告知しなければならない。

（医療保護入院）

19 市長が、病院管理者に対して、法第33条第2項及び第6項に規定する同意を行う書面は、「医療保護入院に関する市長同意書」（様式第21号）、「医療保護入院期間の更新に関する市長同意書」（様式第21号の2）によるものとする。

19の2 家族等のうちのいずれかの者が、医療保護入院及びその入院期間の更新に必要な同意を行う書面は、「医療保護入院に関する家族等同意書」（様式第21号の3）、「医療保護入院期間の更新に関する家族等同意書」（様式第21号の4）によるものとする。

20 精神科病院の管理者は、医療保護入院を採る場合においては、当該精神障害者及び家族等に対して、「医療保護入院に際してのお知らせ」（様式第22号）に準ずる書面により知らせなければならない。

20の2 精神科病院の管理者は、その入院期間の更新を採る際においては、当該精神障害者及び家族等に対して、「医療保護入院の入院期間の更新に際してのお知らせ」（様式第22号の2）に準ずる書面にて知らせなければならない。なお、医療保護入院期間の更新の同意に関する家族等への通知は、「医療保護入院期間の更新に関する通知（法施行規則第15条の15各号に該当しない場合）」（様式第22号の3）もしくは「医療保護入院期間の更新に関する通知」（様式第22号の4）のいずれかに準ずる書面によるものとする。

(応急入院)

- 21 応急入院指定病院の管理者は、応急入院を採る場合においては、当該精神障害者及び家族等に対して、「応急入院に際してのお知らせ」(様式第23号)に準ずる書面により知らせなければならない。

(隔離)

- 22 精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院している者の症状からみて本人又は周囲の者に危険が及ぶ可能性が著しく高く、医療又は保護を目的として隔離するときは、当該精神障害者に対し「隔離を行うに当たってのお知らせ」(様式第24号)により知らせなければならない。

(身体拘束)

- 23 精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院している者の症状からみて生命を保護すること及び重大な身体損傷を防ぐことを目的として身体拘束を行うときは、当該精神障害者に対し「身体拘束を行うに当たってのお知らせ」(様式第25号)により知らせなければならない。

(医療保護入院・応急入院のための移送)

- 24 家族等のうちいずれかの者が、市長に対して、第34条に規定する同意を行う書面は、「移送に係る同意書」(様式第26号)によるものとする。
- 25 市長は、当該移送を行うときは、「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する事前調査票及び移送記録票」(様式第27号)を作成することとする。
- 26 市長は、当該移送に係る精神保健指定医の診察に際し「指定医による診察命令書」(様式第28号)により診察命令を行うこととし、その診察結果については診察を行った指定医をして「医療保護入院及び応急入院のための移送に関する診察記録票」(様式第29号)に記載させるものとする。
- 27 市長は、移送を実施する際の告知について、当該精神障害者に対し、「移送に際してのお知らせ」(様式第30号)により告知しなければならない。

(仮退院)

- 28 市長が仮退院に際して、法第40条に規定する許可を行う場合は、精神科病院の管理者に対して、「仮退院許可」(様式第31号)により通知するものとする。

(措置入院者事故報告書)

- 29 精神科病院の管理者は、措置入院者について、死亡、行方不明又は特に報告を要すると認められる事故が発生したときは、市長に対して、速やかに「措置入院者事故報告書」(様式第32号)を提出しなければならない。

(措置入院定期病状報告書)

- 30 精神科病院の管理者は、措置入院者の定期病状報告書とともに、市長に対して、「措置入院定期報告者名簿」(様式第33号)を提出するものとする。

(精神科入退院等患者月報)

- 31 精神科病院の管理者は、月1回、市長に対して、「精神科入退院等患者月報」(様式第34号)を提出しなければならない。

(精神障害者保健福祉手帳交付台帳)

- 32 市長は、令第7条に規定する台帳として、「精神障害者保健福祉手帳交付台帳」(様式第35号)を備えるものとする。

(生計同一証明書・常時介護証明書申請書)

- 33 精神障害者、その者と生計を一にする者又は常時介護者は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免の手續等について(平成9年3月27日付厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知障精第86号。以下「通知」という。)による自動車税等の減免を受けようとするときは、保健福祉センター所長に対して、住民票の謄本及び精神障害者保健福祉手帳を添えて、「生計同一証明書・常時介護証明書申請書」(様式第36号)を提出しなければならない。

ただし、常時介護証明書を申請するときは、同時に、「自動車・軽自動車運行計画書」(様式第36号の2)、「証明書」(様式第36号の3)及び「誓約書」(様式第36号の4)を提出しなければならない。

(生計同一証明書・常時介護証明書)

- 34 保健福祉センター所長は、前項による申請を受け、通知第3の2に示された証明を行うときは、「生計同一証明書・常時介護証明書」(様式第37号)を交付するものとする。

(措置入院費用の徴収)

- 35 措置入院者又はその配偶者若しくは扶養義務者は、当該措置入院者が入院したときは「措置入院者の費用徴収額認定に関する申告書」(様式38号)を市

長に提出しなければならない。

36 市長は細則第8条第2項の規定により徴収額を決定したときは、措置入院者又はその配偶者若しくは扶養義務者に対して「措置入院者の費用徴収額通知書」(様式39号)、病院管理者に対しては「措置入院者の費用徴収額通知書」(様式39号の2)によりそれぞれ通知するものとする。

(退院命令書の交付)

37 市長は、法第38条の3第4項、法第38条の5第5項又は法第38条の7第2項の規定により精神科病院に入院している者を退院させることを命ずるときは、退院命令書(様式第40号)を当該精神科病院の管理者に交付するものとする。

(処遇改善命令書の交付)

38 市長は、法第38条の5第5項又は法第38条の7第1項の規定により精神科病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずるときは、当該精神科病院の管理者に処遇改善命令書(様式第41号)を交付するものとする。

(審査結果等の通知)

39 法第38条の5第6項の規定による通知は、審査結果等通知書(様式第42号)により行うものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。